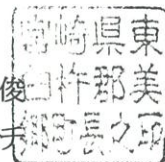


美郷町告示第 175 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定より、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 2 日

美郷町長 田 中 秀 俊



1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字モトノキ 1147-1、1147-6、1147-7、1147-12、1147-17、1147-20、1147-23、1147-24、1147-31、1147-70、1147-75、1194、1195-5

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を美郷町役場並びに宮崎県環境森林部自然環境課に備え置いて縦覧に供する。）

## 保安林指定告示付属明細書

(令和6年5月2日美郷町告示第175号付属)

### 1 保安林予定森林の所在場所

東臼杵郡美郷町南郷上渡川字モチノキ 1147-1、1147-6、1147-7、1147-12、1147-17、1147-20、1147-23、1147-24、1147-31、1147-70、1147-75、1194、1195-5

### 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、1に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

#### (2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、小丸川上流（美郷町（一部））の水源の<sup>かん</sup>涵養のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下アについて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の

限度は、10ヘクタールとする。

ウ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。

字モチノキ 1147-1、1147-6・1147-12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1147-20、1147-23、1147-24、1147-31（次の図に示す部分に限る。）、1147-70、1147-75、1195-5

所在の森林 10分の3

エ ウにかかわらず、（3）に定める森林についての伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た率又は次の算式により算出された率のいずれか小さい率をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率（（3）に定める森林につきその率が次の算式により算出された率を超える場合には、次の算式により算出された率）を乗じた材積とする。

字モチノキ 1147-6（次の図に示す部分に限る。）、1147-7、1147-12（次の図に示す部分に限る。）、1147-17、1147-31（次の図に示す部分に限る。）、1194

所在の森林 10分の4

$$(V_o - V_s \times 7 \div 10) \div V_o$$

$V_o$  は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Vsは、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実にであると認められる範囲内の材積とする。

### (3) 植栽

ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗木を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、美郷町長の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ美郷町長に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間に限り、植栽することを要しないものとする。

字モチノキ 1147-6（次の図に示す部分に限る。）、1147-7、1147-12（次の図に示す部分に限る。）、1147-17、1147-31（次の図に示す部分に限る。）、1194

所在の森林

スギ（1,900本）、ヒノキ（2,400本）、マツ（2,200本）、クヌギ（2,700本）、又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種（2,700本）

イ 択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗木を、おおむね、1ヘクタール当たり次に

定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、美郷町長の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ美郷町長に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字モチノキ 1147-6（次の図に示す部分に限る。）、1147-7、1147-12（次の図に示す部分に限る。）、1147-17、1147-31（次の図に示す部分に限る。）、1194

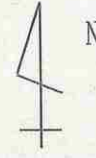
所在の森林

スギ（1,900本）、ヒノキ（2,400本）、マツ（2,200本）、クヌギ（2,700本）、又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種（2,700本）

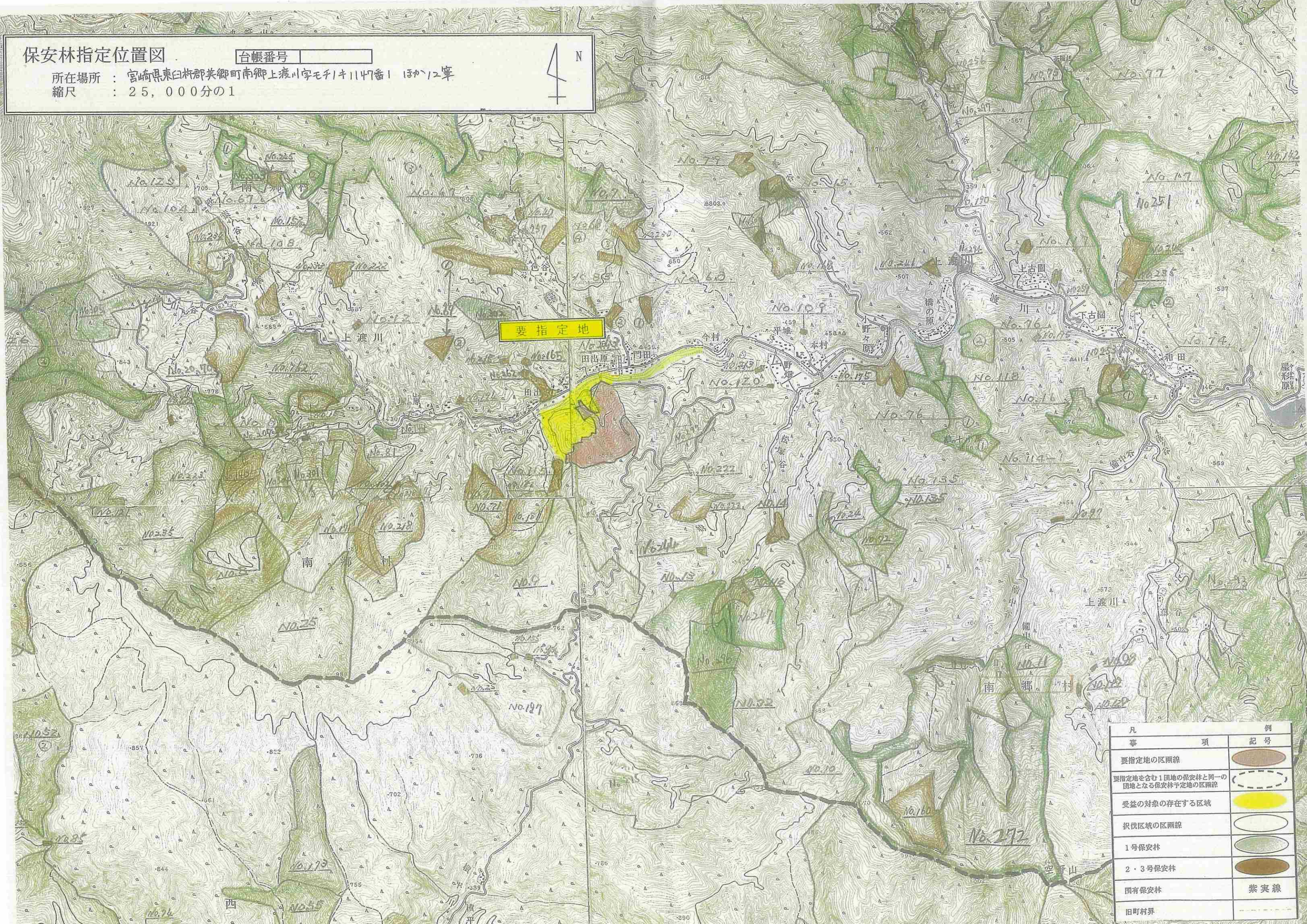
（「次の図」は、保安林指定調査地図のとおり。）

# 保安林指定位置図

台帳番号



所在場所 : 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字モチキ1147番1 ほか12筆  
縮尺 : 25,000分の1



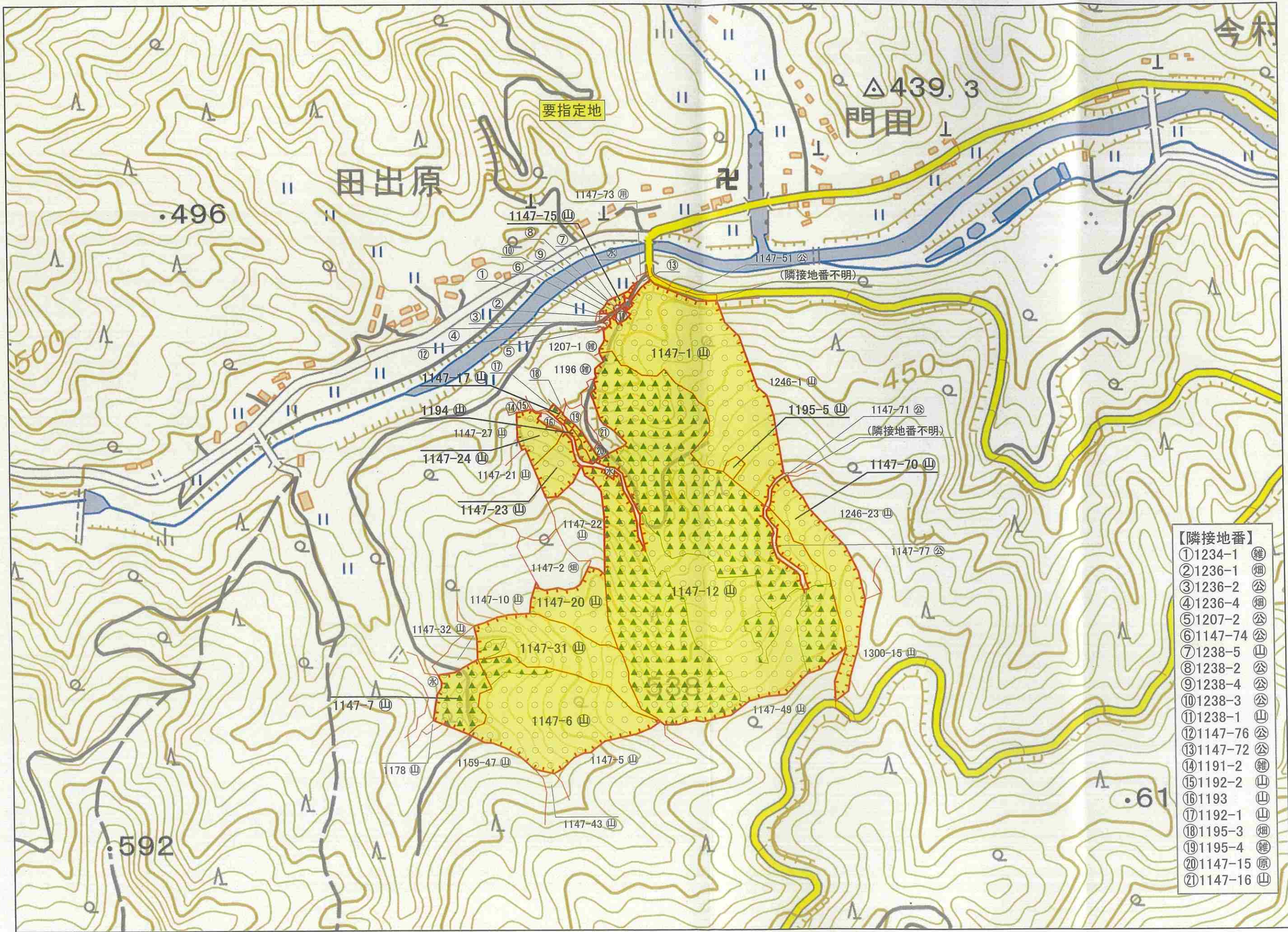
要指定地

凡 事	項	例 記号
要指定地の区画線		
要指定地を含む1団地の保安林と同一の団地となる保安林予定地の区画線		
受益の対象の存在する区域		
択伐区域の区画線		
1号保安林		
2・3号保安林		
国有保安林		紫実線
旧町村界		

# 保安林指定調査地図

台帳番号	整理番号
所在場所	宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字モチノキ1147番1 ほか12筆

1:5,000



【隣接地番】

①	1234-1	雑
②	1236-1	畑
③	1236-2	公
④	1236-4	畑
⑤	1207-2	公
⑥	1147-74	公
⑦	1238-5	山
⑧	1238-2	公
⑨	1238-4	公
⑩	1238-3	公
⑪	1238-1	山
⑫	1147-76	公
⑬	1147-72	公
⑭	1191-2	雑
⑮	1192-2	山
⑯	1193	山
⑰	1192-1	山
⑱	1195-3	畑
⑲	1195-4	雑
⑳	1147-15	原
㉑	1147-16	山

凡	例
要指定地及びそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる。
要指定地及びそれに隣接する土地の地目	①②③④⑤
要指定地及びそれに隣接する土地に係る地区区域の境界線	——
要指定地の区画線	
隣接区域の区画線	——
伏休区域の区画線	——
伏休種に依る種別のみを定める区域	////
伏休期に依る種別のみを定める区域	////
伏休種及び伏休期に依る種別を定める区域	////
隣接を定める区域(種別、伏休の区分のみに限る)	xxxxxx
1箇所当たりの伏休面積の程度を定める区域	oooooo
保安林に指定後最初に伏休を行う森林についての伏休率又は種別率取替しに付する区域	——
種別の方法、期間及び樹種を定める区域	▲▲▲▲▲
出山事業に係る施設(計画を含む)	——
通常、出山事業で用いられている工種別の記号を用い、計画中の施設については施工予定年度を付記する。	——

宮崎県

0 50 100 200 300 400 500メートル